

「東京都指定排水設備工事事業者」新規指定申請のご案内

排水設備の新設等の工事は、東京都下水道局長の指定を受けた者でなければ施行してはいけません（東京都下水道条例第7条）。

この指定を受けるための申請方法については、以下のとおりです。

書類等に不備があると受付できませんので、手続の前によくお読みいただき、準備をお願いいたします。

1 指定を受けるための要件

指定を受けるためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 都の区域内に事業所があること。(条例第7条の3第1項第1号)

- 東京都内に事業所（店舗）が存在することが必要です。
- 本社（本店）が都内に無い場合でも、都内に事業所を設けていれば指定が可能です。

(2) 東京都に登録している責任技術者を、事業所ごとに1名以上選任すること。(条例7条の3第1項第2号)

- 選任予定の方が「東京都の責任技術者」として未登録の場合には、本申請の前に責任技術者の登録申請を済ませてください。

(3) 代表者が以下のいずれにも該当していないこと。(条例第7条の3第2項第1～4号)

- ① 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
- ④ 条例の規定により指定を取り消されてから2年を経過しない者

2 申請のながれ

申請方法は、「オンライン申請」、「郵送申請」、「窓口申請」のいずれかからお選びいただき、お手続きください。

	オンラインによる申請	郵送による申請	窓口による申請
(1) 書類の準備及び申請	① 3,4 ページをご確認のうえ、必要書類を準備して、写真撮影やスキャン等により電子データ化してください。 ② オンライン申請サイト から申請してください。 	① 3,4 ページをご確認のうえ、必要書類をご準備いただき、申請書類を下記の送付先へご郵送ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【郵送先・窓口住所】 住所：〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 29 階 宛先：東京都下水道局 施設管理部排水設備課 指定事業者担当</p> </div>	① 3,4 ページをご確認のうえ、必要書類をご準備いただき、申請書類を下記の窓口までご持参ください。 【受付時間】 9:00～11:30、13:00～14:30 (土日祝を除く)
(2) 申請手数料等の納付 【申請手数料】 10,300 円 (非課税) ※ オンライン申請の場合、 郵送料 600 円 (課税 10%) を含んだ 10,900 円 をお支払いいただきます。	③ オンライン申請サイト上で「クレジットカード決済」により申請手数料及び郵送料(※)をお支払いください。 (QRコード決済や電子マネー決済には対応していません。) ※適格請求書の発行を希望される方は、5 ページの【問合せ先】まで連絡をお願いします。	② 書類の審査完了後、申請手数料の請求書を申請者の住所宛に郵送しますので、お近くの金融機関でお支払いください。	② 書類の審査完了後、申請手数料の請求書を発行しますので、都庁舎内の金融機関(みずほ銀行・郵便局)等でお支払いください。
(3) 事業者証の交付	手数料が納付済みであることを確認し、後日、毎月 1～2 回設定している指定日に合わせて「東京都指定排水設備事業者証」及び資料一式を下水道局より郵送いたします。 申請から交付までの詳しい日程につきましては、東京都下水道局のホームページにてご確認ください。		

3 必要書類

オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただきます。

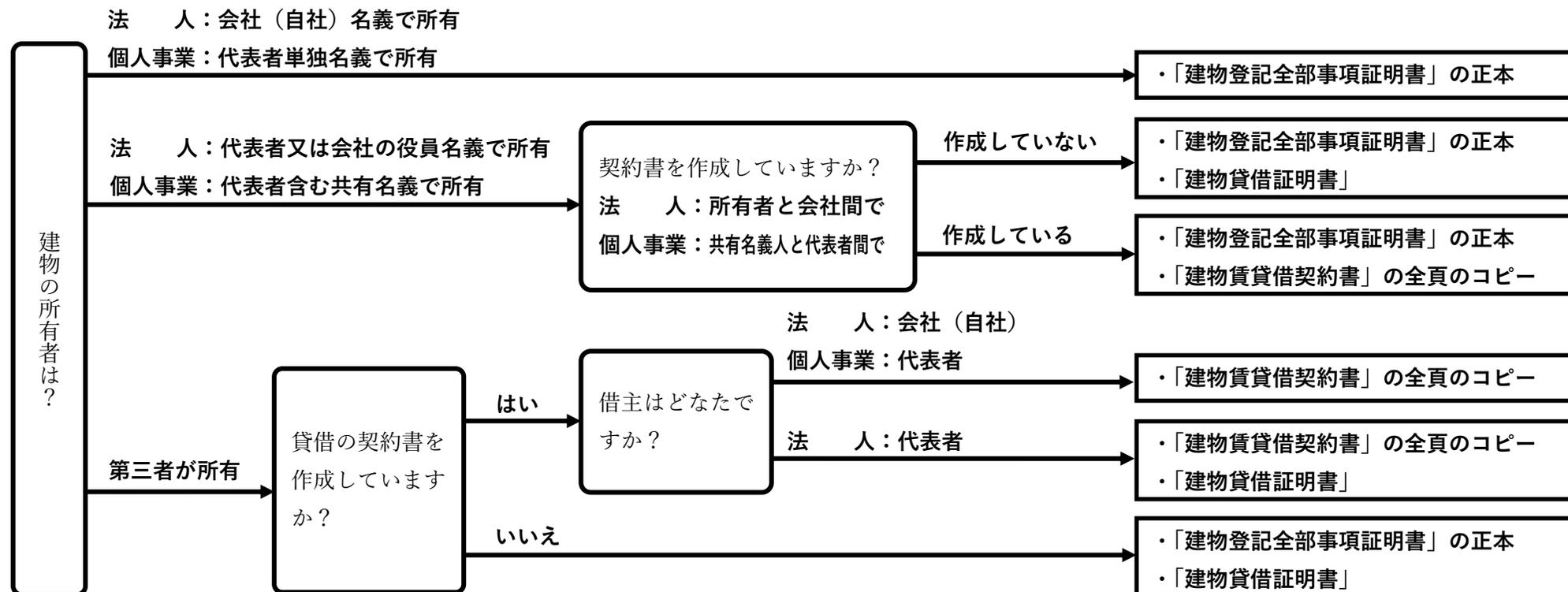
項番	必要書類	注意事項	法人	個人事業
1	東京都指定排水設備工事事業者指定申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 様式はホームページからダウンロードできます。 (オンラインで申請を行う場合は不要です) 	○	○
2	商業登記履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行から3カ月以内の全部事項証明書(謄本)の履歴事項証明書をご用意ください。 	○	—
3	直近の確定申告書の「第1表」及び「第2表」の コピー	<ul style="list-style-type: none"> 税務署に提出済みであることが確認できるもの(例:電子申告を利用した場合は、国税庁から送付される受付確認メール(受信通知)や申告書類の画面コピー(受付日時が確認できるもの)など) 個人番号が表示されていないこと(個人番号が表示されている場合、当該記載部分を隠してコピーしてください。) 事業開始直後でまだ確定申告を行っていない場合は、「事業開始等申告書(個人事業税)」のコピー又は「個人事業の開廃業等届出書」のコピーをご用意ください。 	—	○
4	事業所の建物が都内に存在することの証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 5ページの「※ 事業所の建物が都内に存在することの証明書類」を <u>ご覧ください。</u> 	○	○
5	選任する排水設備工事責任技術者全員の「排水 設備工事責任技術者証」のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 写真があるページのみ 	○	○



項番	必要書類	注意事項	法人	個人事業
6	<p>選任する責任技術者全員の雇用関係を証明する書類 <u>※以下のいずれか1点の写しを添付してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税・特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・事業所別被保険者台帳の写し ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書 	<p>代表者や役員を選任する場合にも証明が必要です。</p> <p>※ <u>個人事業主の方で代表者を責任技術者として選任する場合、項番3の確定申告書で雇用関係や勤務状況を確認するので、改めて提出する必要はありません。</u></p> <p>※ いずれの書類も用意できない場合、5ページの問い合わせ先までご連絡ください。</p>	○	○
7	<p>レターパックプラス（600円） ※返信用</p>	<p>・指定事業者証（指定を受けたことを証明する書類）及び資料一式を下水道局から申請者へ返送するために使用します。</p> <p>・ <u>返送先の住所等を申請者ご自身で「お届け先」欄に記入してください。</u> （オンラインで申請を行う場合は不要です）</p>	○	○

※ 事業所の建物が都内に存在することの証明書類

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。フローチャートに沿って、必要書類をご準備ください。



【書類についての注意】

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 ※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。
建物貸借証明書	・下水道局独自の様式です。様式は、東京都下水道局ホームページからダウンロードしてください。 ・会社又は代表者が建物を貸借していることについて、建物賃貸借契約書にて確認ができない場合に証明する書類です。必要事項を記入してください。 貸主：建物の所有者または賃借人 借主：法人の場合は会社、個人事業の場合は代表者
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをご用意ください。 (当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類(家賃の振込票など)もご用意ください。)

【問合せ先】東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当 電話：03-5320-6582 (直通)